

2024年6月26日

各位

## 会社名ダイコク電機株式会社

代表者名 代表取締役社長 栢森 雅勝 (コード番号 6430 東証プライム・名証プレミア) 問合せ先 代表取締役専務管理統括部長 大成 俊文 (TEL 052-581-7111)

# 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行(以下「本新株式発行」又は「発行」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 発行の概要

7-14 1/4-23		
(1)	払 込 期 日	2024年7月25日
(2)	発行する株式の種	当社普通株式 13,332 株
	類及び数	当任育地体式 15, 552 休
(3)	発 行 価 額	1株につき 3,980円
(4)	発 行 総 額	53, 061, 360 円
(5)	株式の割当ての対象者及びその人数 並びに割り当てる 株式の数	当社の取締役(社外取締役を除く。) 4名 8,172株 当社の取締役を兼務しない執行役員 8名 4,011株 当社子会社の取締役 3名 1,149株
(6)	その他	本新株式発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を 提出しております

#### 2. 発行の目的及び理由

当社は、2024年5月15日開催の取締役会において、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)、取締役を兼務しない執行役員及び当社子会社の取締役(以下、対象取締役と併せて「対象取締役等」と総称します。)に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議しました。また、2024年6月26日開催の第51期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として、対象取締役に対して、年額160百万円以内の金銭債権を支給し、年40,000株以内の当社の普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として30年間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

### 【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、報酬諮問委員会で審議のうえ本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計53,061,360円(以下「本金銭債権」といいます。)、普通株式13,332株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を30年としております。

本新株式発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等15名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について発行を受けることとなります。本新株式発行において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)の概要は、下記3.のとおりです。

#### 3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2024年7月25日~2054年7月24日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除します。

- (3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い
  - ①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査 役、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも任期満了又は定年その他 の正当な事由(死亡による退任又は退職を含む。)により退任又は退職した場合には、対象取締役 等の退任又は退職の直後の時点に、譲渡制限を解除します。

- ②譲渡制限の解除対象となる株式数
- ①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、本払込期日(ただし、対象取締役等が取締役を兼務しない執行役員の場合には、本払込期日の属する事業年度の開始日と読み替えます。)を含む月から対象取締役等の退任又は退職の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とします。)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。)とします。
- (4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点の直後をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当社は当然に無償で取得します。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は 株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関 して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合 には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本払込期日(ただ し、対象取締役等が取締役を兼務しない執行役員の場合には、本払込期日の属する事業年度の開 始日と読み替えます。)を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(その数 が1を超える場合は、1とします。)を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ず る場合は、これを切り捨てます。)の株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前 時をもって、これに係る本譲渡制限を解除します。また、当社は、組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当然に無償で取得します。 (6)株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結しています。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとします。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株式発行は、本制度に基づく当社の第52期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を現物出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年6月25日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である3,980円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以上